

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 基本方針

医療法人光風会訪問看護ステーションみどり(以下「事業所」という)は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という)の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのため事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定め、全従業員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通りとする。

- (1) 利用者及び従業者にも感染がおこり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
MRSA、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎、HIV等

3. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先し、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 市区町村への報告
- (5) 保健所および医療機関との連携

4. 感染症策委員会の設置

事業所内での感染症の発症を未然に防止するとともに、発症時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当するもの」(以下「担当者」とする)とする。

- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催するほかの会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて開催する。
- (4) 委員会は次のような内容について協議する。
 - ① 指針・マニュアル等の整備・内容に関すること
 - ② 利用者及び職員の健康状態の把握に関すること
 - ③ 感染症発生時の対応及び報告に関すること
 - ④ 研修・教育計画の策定及び実施に関すること
 - ⑤ 感染症対策をお講じた際に、その効果および評価に関すること

5. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」を年1回（含む入職時）、また「訓練（シミュレーション）」を年1回以上実施することとする。

6. 指針の開示

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は事業所内に掲示するとともにインターネットのホームページでも公表し、利用者及びその家族が自由に閲覧できるものとする。

<http://care-net.biz/09/kounan>

附則1 本指針は令和6年4月1日から施行する。